

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

金融円滑化法期限切れに伴うセミナーの開催について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年秋以降の金融危機・景気低迷による中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、中小企業又は住宅ローンの借り手から返済負担軽減の申し入れがあった場合には、金融機関は貸付条件の変更等を行うよう努めることが定められた「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（金融円滑化法）」が平成 25 年 3 月末日を以て期限切れとなります。

同法施行の下では、貸付条件の変更時より 1 年以内（原則：変更時まで）に、『企業が実現性の高い抜本的な「経営改善計画書」（実抜計画）』を策定すれば、債務者区分を下げられることなく、正常債権として取り扱われてきました。

しかし、同法の期限切れ後は、「経営改善計画書」（実抜計画）を策定していない企業は、債務区分を引き下げられる可能性があります。

建設企業が持続的に発展していくためには、「経営改善計画書」（実抜計画）を作成し、資金調達の安定的確保及び経営体質の改善を推進していくことが重要と考えられます。

このため、本会では、国土交通省九州地方整備局のご協力の下、金融円滑化法の期限切れに伴う、建設企業のとるべき対応（準備）に関するセミナーを下記日程等により開催することといたしました。

つきましては、参加ご希望の方は、別紙申込書により、12 月 7 日までに本部事務局へ F A X（095－826－2289）にてお申し込み下さるようお願い申し上げます。

なお、貸付条件変更をしていない企業においても、実抜計画の作成は、経営方針を分析し利益を上げる重要な要素の一つと考えられますことを申し添えます。

記

I. 長崎会場

1. 日 時 平成24年12月18日(火) 14:00～15:30
2. 会 場 長崎県建設総合会館 8階「大会議室」
長崎市魚の町3-33 TEL 095-826-2285
3. 内 容 金融円滑化法期限切れに伴う建設企業のとるべき対応について～利益構造の改善と実抜計画の作成方法～
4. 講 師 公認会計士 吉 永 茂 氏
(国土交通省経営戦略アドバイザー事業 エリア統括マネジャー)
5. 受講料 無 料
6. 主 催 国土交通省九州地方整備局・社団法人長崎県建設業協会
一般財団法人建設業振興基金

II. 佐世保会場

1. 日 時 平成24年12月19日(水) 14:00～15:30
2. 会 場 アルカス佐世保 3階「大会議室A」
佐世保市三浦町2-3 TEL 0956-42-1111
3. 内 容 金融円滑化法期限切れに伴う建設企業のとるべき対応について～利益構造の改善と実抜計画の作成方法～
4. 講 師 公認会計士 吉 永 茂 氏
(国土交通省経営戦略アドバイザー事業 エリア統括マネジャー)
5. 受講料 無 料
6. 主 催 国土交通省九州地方整備局・社団法人長崎県建設業協会
一般財団法人建設業振興基金

金融円滑化法期限切れに伴うセミナー
参 加 申 込 書

会 社 名

住 所

電話番号

担 当 者

参 加 者 氏 名	役 職	会 場	
		長 崎	佐世保
		1 2 / 1 8	1 2 / 1 9

※会場欄は参加会場に○を付して下さい。

※平成24年12月 7日までに本部事務局へFAX（095－826－2289）にてお申し込み下さい。

社団法人長崎県建設業協会